



報道関係者 各位

令和6年11月28日

【照会先】

高知労働局 労働基準部健康安全課

健康安全課長 門脇 勲

産業安全専門官 伊勢田 文久

(直通電話) 088-885-6023

年末・年始労働災害防止強化期間を実施します。

～ 年末年始の労働災害防止の徹底を呼び掛け～

年末年始は、多くの業種で繁忙期となり、また、新型コロナウイルス・インフルエンザなどの職場における感染防止対策も課題となる時期でもあるため、労働災害の増加が懸念されます。このため、関係団体が連携し、安全衛生への啓発指導等を十全に実施していく必要があります。

高知労働局(局長 菊池宏二)では、年末年始の労働災害防止のため、令和6年12月1日から令和7年1月31日までの期間を「年末・年始労働災害防止強化期間」として設定し、県内の労働災害防止団体、事業者団体などすべての関係者に対し労働災害防止の徹底を呼びかけます。

あわせて、県内の各労働基準監督署による個別指導等を実施します。

【主な取組事項】

1 労働災害防止関係団体等に対する協力要請

局長から各労働災害防止団体等の長あてに、労働災害防止の徹底に関する協力要請を行います。

2 建設現場等への集中的な指導の実施

県内の各労働基準監督署では、期間中に建設現場等に対して労働災害防止に係る指導を集中的に実施します。また、その際は、特に以下のことについて、周知・取組の徹底を図ります。

- 転倒及び動作の反動・無理な動作が事業場にとって対策を講ずべきリスクであることの周知と、転倒災害対策、腰痛災害対策への取組【別添資料1】
- 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組【別添資料2】

- 建設業においては、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの実施【別添資料 3-1】
- 製造業においては、機械への、はさまれ・巻き込まれなどによる災害の防止に関するリスクアセスメントの実施【別添資料 3-2】
- 林業においては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底、チェーンソーの刃等から下肢を保護する防護衣の着用等の徹底【別添資料 4】
- 陸上貨物運送事業においては「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく墜落転落災害防止の取組の徹底【別添資料 5】

添付資料目次

- 別添資料 1 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう
- 別添資料 2 エイジフレンドリーガイドライン
- 別添資料 3 -1 リスクアセスメントの実施支援システム（建設業）
- 別添資料 3 -2 リスクアセスメントの実施支援システム（製造業等）
- 別添資料 4 伐木作業等の安全対策の規制が変わります！
- 別添資料 5 荷役作業での労働災害を防止しましょう！



「Safe Work」とは「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意味を示すものであり、ILO(国際労働機関)においても使用されているフレーズです。

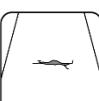
労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じる必要があります

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- 

何も無いところにつまずいて転倒、足がもつれて転倒
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入（★）
- 

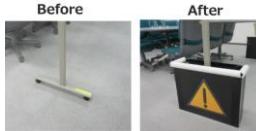
作業場・通路に放置された物につまずいて転倒
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
- 

通路等の凹凸につまずいて転倒
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
- 

作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒
 > 適切な通路の設定
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
- 

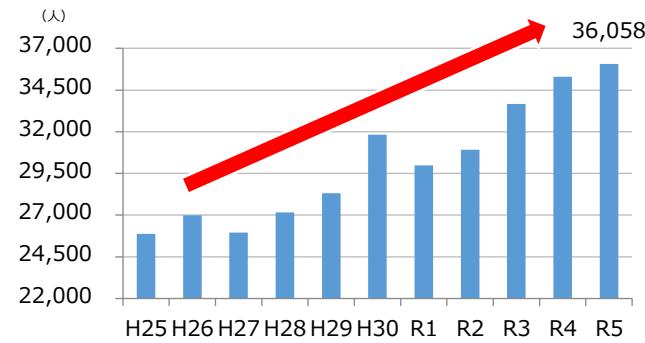
作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒
 > 設備、什器等の角の「見える化」
- 

作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒
 ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

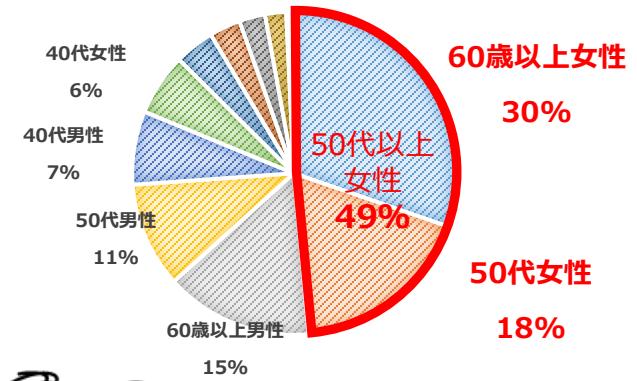


職場で転倒して骨折（転倒災害）

転倒災害は増加の一途



性別・年齢別内訳（令和5年）



転倒災害による平均休業日数（令和5年）

48.5日

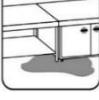
※労働者死傷病報告による休業見込日数

よくある転倒の原因と対策

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- 

凍結した通路等で滑って転倒
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- 

作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してから開放の徹底）
- 

ウェットエリア（食品加工場等）で滑って転倒
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
- 

雨で濡れた通路等で滑って転倒
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



転倒リスク・骨折リスク

- 加齢とともにすべての人が、転びやすくなります

 - ✓ いますぐ「転びの予防 体力チェック」
 - ✓ 「毎日かんたん！口コモ予防」
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します

 - ✓ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
 - ✓ 骨粗鬆症予防も一緒に！「骨活のすすめ」



別添資料 1

（★）については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」を利用できます

中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

(高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)を策定しました。

働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

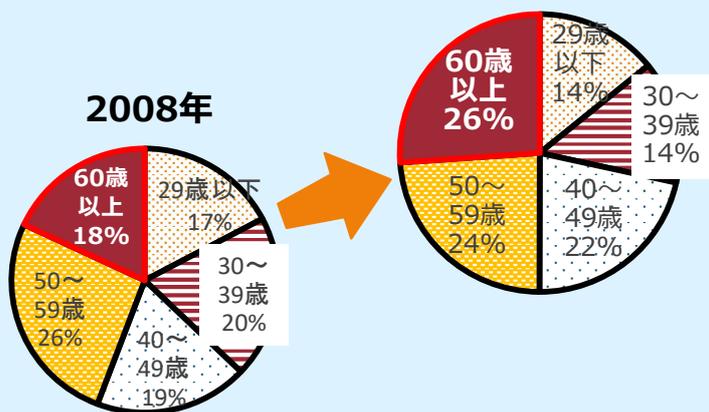


働く高齢者が増えています。60歳以上の雇用者数は過去10年間で1.5倍に増加。特に商業や保健衛生業をはじめとする第三次産業で増加しています。

こうした中、労働災害による死傷者数では60歳以上の労働者が占める割合は26% (2018年) で増加傾向にあります。労働災害発生率は、若年層に比べ高齢層で相対的に高くなり、中でも、転倒災害、墜落・転落災害の発生率が若年層に比べ高く、女性で顕著です。

<年齢別死傷災害発生状況 (休業4日以上) >

2018年



<年齢別・男女別の労働災害発生率 2018年>

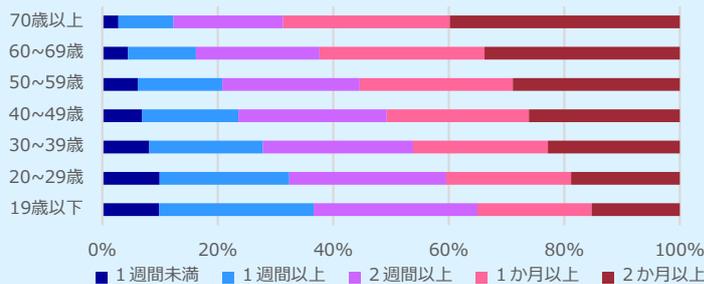
※労働者1000人当たりの死傷災害 (休業4日以上) の発生件数



高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。

体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るためにも、職場環境改善の取組が重要です。

<年齢別の休業見込み期間の長さ>



出典：労働力調査、労働者死傷病報告

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、請負契約により就業する高齢者に対し、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現に使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文はこちら→

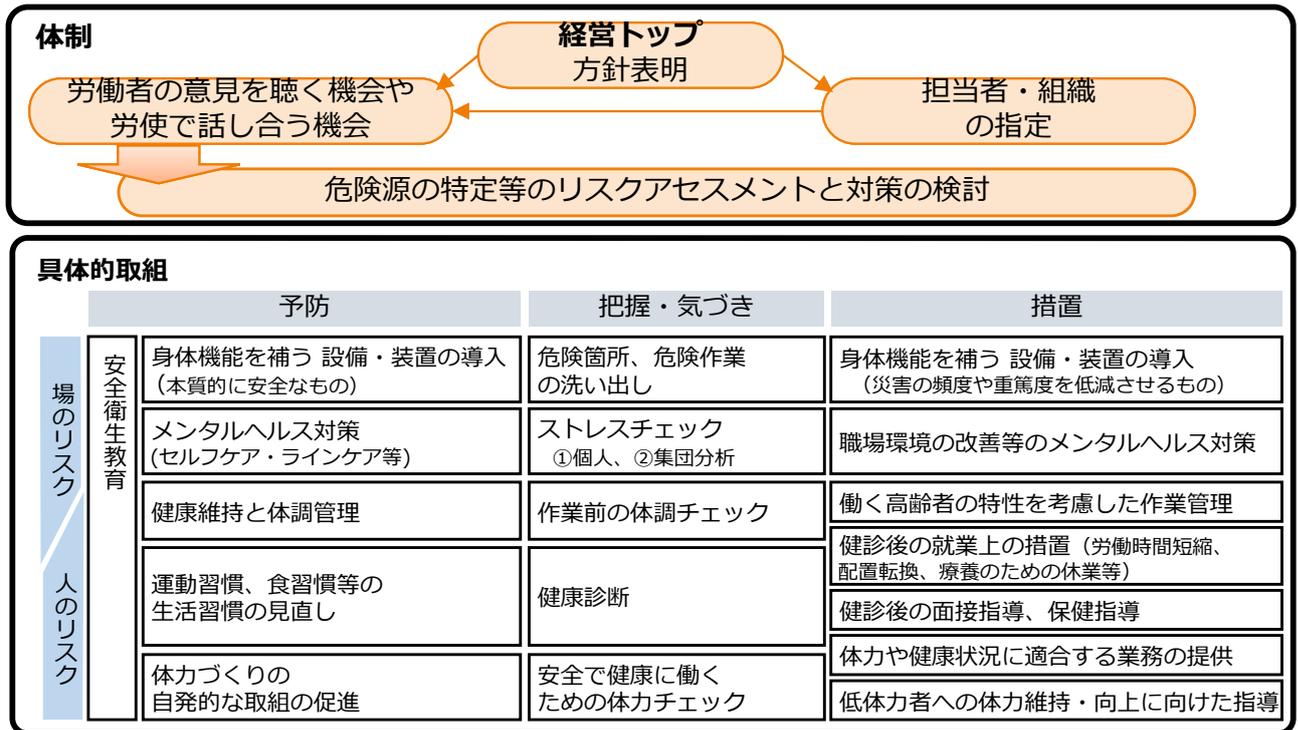
令和2年3月16日付け基安発0316第1号
「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」



事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努めてください。**

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的取組の体系を図解すると次のようになります。



1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



❀ 考慮事項 ❀

- ・高齢労働者が、職場で気付いた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる風通しの良い職場風土づくりが効果的です

イ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的事項を参考に取組事項を決定します

❀ 考慮事項 ❀

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→
- ・必要に応じフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します



※フレイル：加齢とともに、筋力や認知機能等の心身の活力が低下し、生活機能障害や要介護状態等の危険性が高くなった状態

※ロコモティブシンドローム：年齢とともに骨や関節、筋肉等運動器の衰えが原因で「立つ」、「歩く」といった機能（移動機能）が低下している状態

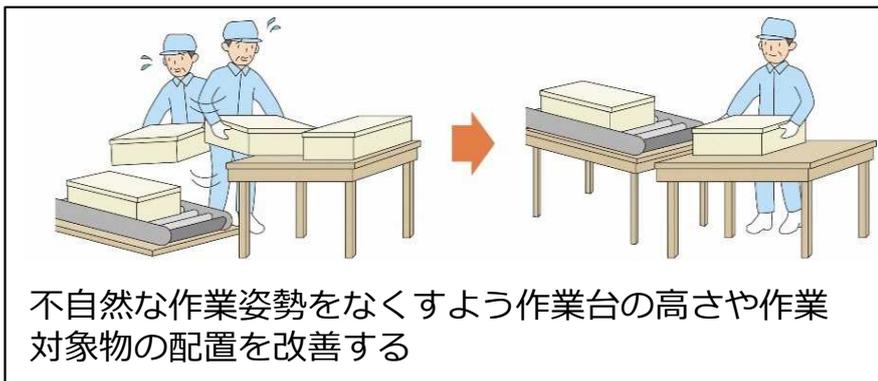
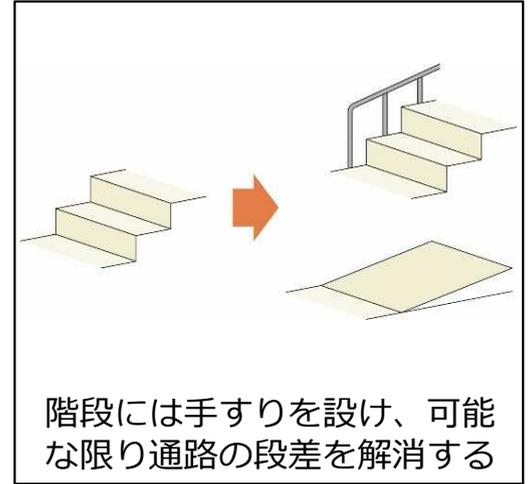
- ・社会福祉施設、飲食店等での家庭生活と同様の作業にもリスクが潜んでいます

2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）

- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要な対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

対策の例



その他の例

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する
- ・パソコンを用いた情報機器作業では、照明、文字サイズの調整、必要な眼鏡の使用等により作業姿勢を確保する 等

ガイドラインの概要

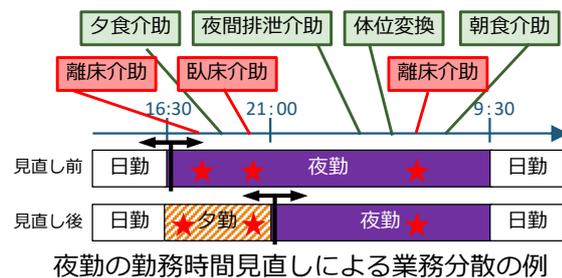
(2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・敏捷性や持久性、筋力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮して、作業内容等の見直しを検討し、実施します
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて改善に取り組みます

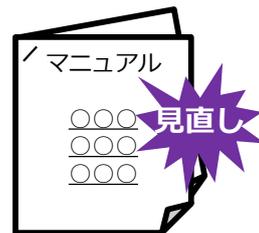
対策の例

<共通的な事項>

- ・事業場の状況に応じて、勤務形態や勤務時間を工夫することで高年齢労働者が就労しやすくします（短時間勤務、隔日勤務、交替制勤務等）
- ・ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等に配慮した作業マニュアルを策定します
- ・注意力や集中力を必要とする作業について作業時間を考慮します
- ・身体的な負担の大きな作業では、定期的な休憩の導入や作業休止時間の運用を図ります



夜勤の勤務時間見直しによる業務分散の例



<暑熱な環境への対応>

- ・一般に年齢とともに暑い環境に対処しにくくなるので、意識的な水分補給を推奨します
- ・始業時の体調確認を行い、体調不良時に速やかに申し出るよう日常的に指導します

<情報機器作業への対応>

- ・データ入力作業等相当程度拘束性がある作業では、個々の労働者の特性に配慮した無理のない業務量とします

3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握

(1) 健康状況の把握

- ・労働安全衛生法で定める雇入時および定期的健康診断を確実に実施します
- ・その他、以下に掲げる例を参考に、高年齢労働者が自らの健康状況を把握できるような取組を実施するよう努めます

取組の例

- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者が、地域の健康診断等（特定健康診査等）の受診を希望する場合、勤務時間の変更や休暇の取得について柔軟に対応します
- ・労働安全衛生法で定める健康診断の対象にならない者に対して、事業場の実情に応じて、健康診断を実施するよう努めます



ガイドラインの概要

(2) 体力の状況の把握

- ・高年齢労働者の労働災害を防止する観点から、事業者、高年齢労働者双方が体力の状況を客観的に把握し、事業者はその体力にあった作業に従事させるとともに、高年齢労働者が自らの身体機能の維持向上に取り組めるよう、主に高年齢労働者を対象とした体力チェックを継続的に行うよう努めます
- ・体力チェックの対象となる労働者から理解が得られるよう、わかりやすく丁寧に体力チェックの目的を説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

対策の例

- ・加齢による心身の衰えのチェック項目（フレイルチェック）等を導入します
- ・厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」等を活用します
- ・事業場の働き方や作業ルールにあわせた体力チェックを実施します。この場合、安全作業に必要な体力について定量的に測定する手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

考慮事項

- ・体力チェックの評価基準を設ける場合は、合理的な水準に設定し、安全に行うために必要な体力の水準に満たない労働者がいる場合は、その労働者の体力でも安全に作業できるよう職場環境の改善に取り組むとともに、労働者も必要な体力の維持向上の取組が必要です。

体力チェックの一例 詳しい内容は→



転倒等リスク評価セルフチェック票

I 身体機能計測結果

① 2ステップテスト（歩行能力・筋力）

あなたの結果は cm / cm (身長) =

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~



② 座位ステップテスト（敏捷性）

あなたの結果は 回 / 20秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~



③ ファンクショナルリーチ（動的バランス）

あなたの結果は cm

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~



④ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~



⑤ 開眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~



身体機能計測の評価数字をⅢのレーダーチャートに黒字で記入

II 質問票（身体的特性）

質問内容	あなたの回答NOは	合計	評価	評価
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	<input type="text"/>	点	↓	① 歩行能力・筋力
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	<input type="text"/>			
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか	<input type="text"/>	点	↓	② 敏捷性
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るお悩みですか	<input type="text"/>			
5. 片足で立ったまま膝下を置くことができますか	<input type="text"/>	点	↓	③ 動的バランス
6. 一直線に引いたラインの上を、膝を足歩行で離れずに歩くことができますか	<input type="text"/>			
7. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>	点	↓	④ 静的バランス（開眼）
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立てられるお悩みですか	<input type="text"/>			
9. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	<input type="text"/>	点	↓	⑤ 静的バランス（閉眼）

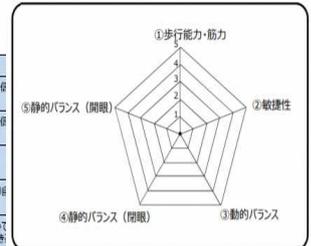
それぞれの評価結果をⅢのレーダーチャートに赤字で記入

質問内容	回答No.	合計点数	評価表
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	①自信がない ②自信がある	2~3	1
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	①自信がない ②自信がある	4~5	2
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか	①素早い方と思う ②やや素早い方と思う ③素早い方と思う	6~7	3
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るお悩みですか	①自信がない ②あまり自信がない ③少し自信がある ④かなり自信がある	8~9	4
5. 片足で立ったまま膝下を置くことができますか	①できないと思う ②最近やらないができていたと思う ③最近やて回りに1回はできると思う ④最近やていないができていたと思う ⑤できている	10	5

質問内容	回答No.	合計点数	評価表
1. 人ごみの中、正面から来る人にぶつからず、よけて歩けますか	①自信がない ②自信がある	2~3	1
2. 同年代に比べて体力に自信はありますか	①自信がない ②あまり自信がない ③少し自信がある ④やや自信がある ⑤自信がある	4~5	2
3. 突発的な事象に対する体の反応は素早い方だと思いますか	①素早い方と思う ②やや素早い方と思う ③素早い方と思う	6~7	3
4. 歩行中、小さい段差に足を引っかけたとき、すぐに次の足が出るお悩みですか	①自信がない ②あまり自信がない ③少し自信がある ④かなり自信がある	8~9	4
5. 片足で立ったまま膝下を置くことができますか	①できないと思う ②最近やらないができていたと思う ③最近やて回りに1回はできると思う ④最近やていないができていたと思う ⑤できている	10	5
6. 一直線に引いたラインの上を、膝を足歩行で離れずに歩くことができますか	①離れずに歩行できない ②離れずに歩行はできるが辛いからやらない ③普通にできる ④普通にできる ⑤簡単にできる	11	6
7. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	①10秒以内 ②それ以上	12	7
8. 電車で乗って、つり革につかまらずどのくらい立てられるお悩みですか	①10秒以内 ②それ以上	13	8
9. 足を開いて片足でどのくらい立つ自信がありますか	①15秒以内 ②それ以上	14	9

III レーダーチャート

評価結果を黒字線で結びます (Iの身体機能計測結果を黒字、IIの質問票（身体的特性）は赤字で記入)



(3) 健康や体力の状況に関する情報の取扱い

健康情報等を取り扱う際には、「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応が必要です。

また、労働者の体力の状況の把握に当たっては、個々の労働者に対する不利益な取扱いを防ぐため、労働者自身の同意の取得方法や情報の取扱い方法等の事業場内手続について安全衛生委員会等の場を活用して定める必要があります。

4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた措置
脳・心臓疾患が起こる確率は加齢にしたがって徐々に増加するとされており、高齢労働者については基礎疾患の罹患状況を踏まえ、労働時間の短縮や深夜業の回数の減少、作業の転換等の措置を講じます



✿ 考慮事項 ✿

- ・業務の軽減等の就業上の措置を実施する場合は、高齢労働者に状況を確認して、十分な話し合いを通じて本人の理解が得られるよう努めます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するとされており、個々の労働者の状況に応じ、安全と健康の点で適合する業務をマッチングさせるよう努めます

✿ 考慮事項 ✿

- ・疾病を抱えながら働き続けることを希望する高齢者の治療と仕事の両立を考慮します
- ・ワークシェアリングで健康や体力の状況や働き方のニーズに対応することも考えられます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置
- ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組に努めます
 - ・集団と個々の高齢労働者を対象として身体機能の維持向上に取り組むよう努めます
 - ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけて取り組みます

🌸 対策の例 🌸

- ・フレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した健康づくり活動を実施します
- ・体力等の低下した高齢労働者に、身体機能の維持向上の支援を行うよう努めます
例えば、運動する時間や場所への配慮、トレーニング機器の配置等の支援を考えます
- ・健康経営の観点や、コラボヘルスの観点から健康づくりに取り組みます

転倒・腰痛防止視聴覚教材
～転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」～（動画）



他

5 安全衛生教育

- (1) 高齢労働者に対する教育
- ・高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
 - ・再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

✿ 考慮事項 ✿

- ・身体機能の低下によるリスクを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要です
- ・サービス業に多い軽作業や危険と感じられない作業でも、災害に至る可能性があります
- ・勤務シフト等から集合研修が困難な事業場では、視聴覚教材を活用した教育も有効です

- (2) 管理監督者等に対する教育
- ・教育を行う者や管理監督者、共に働く労働者に対しても、高齢労働者に特有の特徴と対策についての教育を行うよう努めます

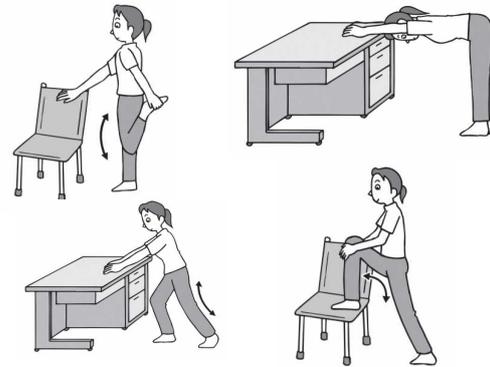
ガイドラインの概要

労働者に求められる事項

生涯にわたり健康で長く活躍できるようにするために、一人ひとりの労働者は、事業者が実施する取り組みに協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む**ことが必要です。

個々の労働者が、**自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながり得ることを理解し**、労使の協力の下、以下の取り組みを実情に応じて進めてください。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努めます
- ・法定の定期健康診断を必ず受けるとともに、法定の健康診断の対象とならない場合には、地域保健や保険者が行う特定健康診査等を受けるようにします
- ・体力チェック等に参加し、自身の体力の水準を確認します
- ・日ごろからストレッチや軽いスクワット運動等を取り入れ、基礎的体力の維持に取り組みます
- ・適正体重の維持、栄養バランスの良い食事等、食習慣や食行動の改善に取り組みます



ストレッチの例
「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より

国による支援等（令和6年度）

エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和6年5月7日～令和6年10月31日）

高齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。



	高齢労働者の労働災害防止対策コース	転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること・ 役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること・ 高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している・ 対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている	<ul style="list-style-type: none">・ 労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）	
補助対象	<ul style="list-style-type: none">・ 1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）	<ul style="list-style-type: none">・ 労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費
補上助限率額	補助率：1/2 上限額：100万円 (消費税を除く)	補助率：3/4 上限額：30万円 (消費税を除く)	

※注意事項※

- ・ 複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・ 複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・ この補助金は「事業場規模」「高齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・ 全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高年齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援を無料で行います。

現場確認

専門職員が2時間程度で**現場確認**と**ヒアリング**を行い、事業場の安全衛生管理状況の現状を把握します。

費用は
無料です！



結果報告

専門職員が現場確認の結果を踏まえた**アドバイス**を行います。

- ◆ **転倒、腰痛、墜落・転落災害の予防**のアドバイスを行います。
- ◆ **現場巡視における目の付け所**のアドバイスを行います。
- ◆ 災害の芽となる「危険源」を見つけ、**リスク低減の具体的方法**をお伝えします。

労働災害防止団体 問い合わせ先

・中央労働災害防止協会	技術支援部業務調整課	03-3452-6366	(製造業等関係)
・建設業労働災害防止協会	技術管理部指導課	03-3453-0464	(建設業関係)
・陸上貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3455-3857	(陸上貨物運送事業関係)
・林業・木材製造業労働災害防止協会	教育支援課	03-3452-4981	(林業・木材製造業関係)
・港湾貨物運送事業労働災害防止協会	技術管理部	03-3452-7201	(港湾貨物運送事業関係)

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントによる安全衛生診断

労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントは、厚生労働大臣が認めた労働安全・労働衛生のスペシャリストです。事業者の求めに応じて事業場の安全衛生診断等を行います。

【問い合わせ先】 一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会

電話：03-3453-7935 ホームページ：<https://www.jashcon.or.jp/contents/>

有料

好事例を参考にしましょう

取り組み事例を参考にして、自らの事業場の課題と対策を検討してください。

■ 厚生労働省ホームページ

(先進企業)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000156041.html>

(製造業)

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/1003-2.html>

■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構ホームページ

<http://www.jeed.go.jp/elderly/data/statistics.html>

■ SAFEアワード (SAFEコンソーシアム)

- SAFEコンソーシアムの活動の一環として、企業の皆さまから、自社の労働災害防止の取組事例を応募いただき、部門別に表彰する**SAFEアワード**を毎年開催しています。
- **他社の優良な取組事例を参考に、労働災害防止に取り組みましょう。**

高年齢労働者の労働災害防止対策についての情報は

[厚生労働省ホームページ](#)にも掲載しています



ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類)の作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援します。

初めての方へ
使用する際の
留意事項

製造業、サービス業、運輸業

建設業

キュービクル
設置作業

基礎工事
(ケーシング引
き抜き作業)

基礎梁・
耐圧盤配筋作業

フラットデッキ作業

屋外照明器具
(ボール式)取付け作
業(高所作業車に係
る作業を含む)

基礎工事
(補助クレーン作
業)

上部階の壁・柱
配筋作業

軽量支保梁
組立作業

移動式クレーン
による玉掛け作
業

アースドリル機の
組立・解体作業

柱・内壁
型枠組立作業

枠組み足場の
組立解体作業

基礎工事
(ケーシング建
て込み・掘削作
業)

ドラグ・ショベル
による地山の掘削及
びダンプトラックに
よる積込み搬出作業

汎用版
マトリクスを
用いた方法
全汎用版

15種類以外の作業用
に汎用フォームのシ
ートを準備しました。

解説

支援システムの操作(使用)方法
(建設業・製造業等)

マトリクスを用いた方法
(詳細説明)

マトリクスを用いた方法
(すべての作業・業種)

「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷又は疾病の発生の可能性」をそれぞれ横軸と縦軸とした表(マトリクス)に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を割り付けておき、見積り対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積る方法です。

数値化による方法(詳細説明)

数値化による方法
(ビルメンテナンス業・鋳物製造業)

ここでは、「負傷又は疾病の重篤度」、「負傷又は疾病の発生の可能性」、「発生する頻度」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(足し算)してリスクを見積る方法をいいます。

安全衛生キーワード(安全衛生情報センター)
「リスクアセスメント」

職場の
あんぜんサイト
「リスクアセスメン
ト支援システム」



ホーム > リスクアセスメントの実施支援システム

リスクアセスメントの実施支援システム

小規模事業場を対象として建設業、製造業、サービス業、運輸業(30種類)の作業・業種別にリスクアセスメントの実施を支援します。

初めての方へ
使用する際の
留意事項

製造業、サービス業、運輸業

建設業

製品組立作業

マトリクスを用いた方法

解説

熱処理事業

マトリクスを用いた方法

解説

溶接作業

マトリクスを用いた方法

解説

成形作業

マトリクスを用いた方法

解説

木材加工作業

マトリクスを用いた方法

解説

塗装作業

マトリクスを用いた方法

解説

めっき作業

マトリクスを用いた方法

解説

金属加工作業

マトリクスを用いた方法

解説

印刷・製本作業

マトリクスを用いた方法

解説

鋳物製造業

マトリクスを用いた方法

数値化による方法

解説(数値化を用いた方法)

ビルメンテナンス業

マトリクスを用いた方法

数値化による方法

解説(数値化を用いた方法)

産業廃棄物処理業

マトリクスを用いた方法

数値化による方法

解説(数値化を用いた方法)

自動車整備業

マトリクスを用いた方法

数値化による方法

解説(数値化を用いた方法)

荷役作業(運輸業等)

マトリクスを用いた方法

解説

食品加工業

マトリクスを用いた方法

数値化による方法

解説(数値化を用いた方法)

汎用版

マトリクスを用いた方法

数値化による方法

全汎用版

15種類の作業・業種以外の作業用に汎用フォームのシートを準備しました。

支援システムの操作(使用)方法
(建設業、製造業、サービス業、運輸業)

マトリクスを用いた方法
(詳細説明)

マトリクスを用いた方法

(すべての作業・業種)

「負傷又は疾病の重篤度」と「負傷又は疾病の発生の可能性」をそれぞれ横軸と縦軸とした表(マトリクス)に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を割り付けておき、見積り対象となる負傷又は疾病の重篤度に該当する列を選び、次に発生の可能性に該当する行を選ぶことにより、リスクを見積る方法です。

数値化による方法(詳細説明)

数値化による方法

(鋳物製造業・食品加工業・ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業・自動車整備業)ここでは、「負傷又は疾病の重篤度」、「負傷又は疾病の発生の可能性」、「発生する程度」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算(足し算)してリスクを見積る方法をいいます。

安全衛生キーワード(安全衛生情報センター)
「リスクアセスメント」

化学物質のリスクアセスメント
実施支援のページはこちら

職場の
あんぜんサイト
「リスクアセスメント
支援システム」



伐木作業等の安全対策の規制が変わります！

～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。



【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約6割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業4日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約3割、チェーンソーが約2割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年3月6日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1. チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。

（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2. 伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。

（安衛則の改正）

- (1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。
- (2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。
- (3) 事業者は、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。
- (4) 事業者は、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3. その他の改正を行います。



1. 特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

- 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。また、統合後の特別教育の時間数を増やします。既に特別教育を修了している方(※)は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

- (※) 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者
- ① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。)を修了した労働者
 - ② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育(※1)(ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。)を修了した労働者
 - ③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育(※2)を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日(令和2年8月1日)より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

- (※1) 胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務(伐木等機械の運転の業務を除く。)
- (※2) チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務(※1の業務を除く。)

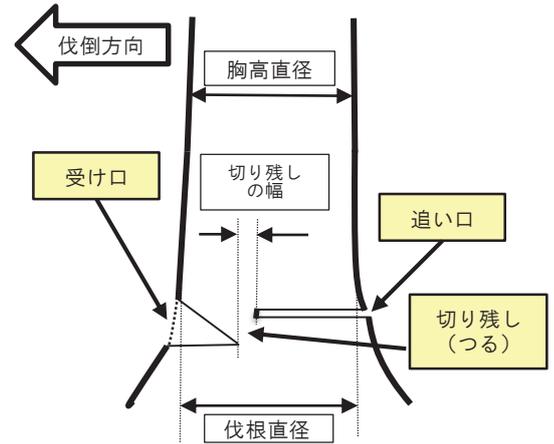
新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講すべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
I 伐木等作業に関する知識					
	伐倒の合図 退避の方法	4時間	/	/	/
	伐倒の方法 かかり木の種類及びその処理				
	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用				
II チェーンソーに関する知識					
	チェーンソーの種類 構造及び取扱い方法	2時間	/	2時間	/
	チェーンソーの点検及び整備の方法				
	ソーチェーンの目立ての方法				
III 振動障害及びその予防に関する知識					
	振動障害の原因及び症状	2時間	/	2時間	/
	振動障害の予防措置				
IV 関係法令					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間
実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講すべき時間		
			①	②	③
V 伐木等の方法					
	造材の方法	5時間	/	/	/
	伐木の方法 かかり木の処理の方法				
	下肢の切創防止用保護衣等の着用				
VI チェーンソーの操作					
	基本操作 応用操作	2時間	/	2時間	/
VII チェーンソーの点検及び整備					
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間	/	2時間	/

2-(1) 伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

- 胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するとき死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。
- 受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し(つる)」を確保することを新たに義務付けます。(図1)

(参考) 胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。



(図1)受け口、追い口等の関係図

2-(2) かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

- かかり木の処理の作業(図2)に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。
- やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないように立入りを禁止します。
- 死亡災害が多く発生している「かかり木にかかっている立木を伐倒」(図3)及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒(浴びせ倒し)」(図4)することを禁止します。

<注意> 「かかっている木の元玉切り」(かかった状態のまま元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。)(図5)は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。



(図2)かかり木の処理



(図3)かかっている立木の伐倒



(図4)かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

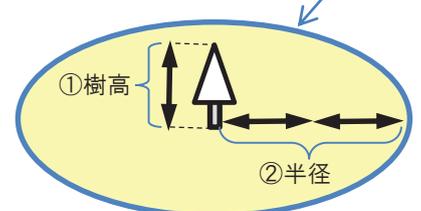


(図5)かかっている木の元玉切り

2-(3) 立入禁止（安衛則第481条）関係

- 従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。
- 立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。(図6)

②半径が①樹高の2倍の距離の円
(立入禁止の範囲)



(図6)立入禁止の範囲

<注意> 立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2-(4) 下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

- チェーンソーによる休業4日以上死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。
- チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。



（図7）下肢の切創防止用保護衣

〈注意1〉（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのもを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

〈注意2〉チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3-(1) 車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

- 伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3-(2) 修羅(しゅら)、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は **2019(令和元)年8月1日** です。
(一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020(令和2)年8月1日)
(* 修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。
(公布日：2019(平成31)年2月12日)

墜落制止用器具(安全带)に関するお知らせ

- 墜落制止用器具(安全带)に関し安衛則等が改正され、これまで安全带を用いていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf>

- ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。



さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)

伐木作業等の労働災害防止



荷役作業での労働災害を防止しましょう！

「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」のご案内

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。

特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し、そのうちの8割は貨物自動車の運転者が被災しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定しました。

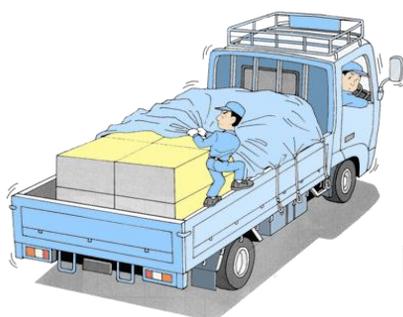
運送事業者の皆様と荷主等が連携・協力して、荷役災害の防止に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン>

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

陸運事業者は、このガイドラインを指針として、労災防止対策の積極的な推進に努めることが求められます。

また、「運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多い」「荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくい」といった荷役作業の特徴を踏まえ、荷主等（荷主、配送先、元請け事業者など）にも荷役作業の安全対策について協力を求めています。



労働災害防止のためのポイント

安全管理体制の確立等

○荷役作業の担当者の指名

安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。

○安全衛生方針の表明等

荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

○荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。反復・定期的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

○荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。

○保護帽、安全靴の着用等

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

○自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

自社内の荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。

○その他

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。

墜落・転落による労働災害の防止対策

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸等の確認、整理・整頓を行う
- ・不安定な荷の上ではできる限り移動しない
- ・荷締め、ラッピング等は、荷や荷台上で行わず、できる限り地上から、または地上での作業とする
- ・安全帯を使用する（取付設備がある場合）
- ・墜落時保護用の保護帽を着用する
- ・荷や荷台の上での作業は、フォークリフトの運転者等から見える安全な立ち位置を確保する
- ・荷や荷台の上での作業は、荷台端付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしない
- ・滑りやすい状態では、耐滑性のある靴を使用する
- ・あおりを立てる場合には、必ず固定する
- ・荷台への昇降は、昇降設備を使用する
- ・荷や荷台への昇降は、三点確保*を実行する

（※手足の4点のうち、どれか1点を動かすときは、必ず残り3点を確保しておくこと）

墜落・転落による労働災害の防止対策（前ページからの続き）

○墜落防止施設・設備の使用

荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットフォーム等を使用してください。

○貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載量が5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、昇降設備の使用が義務付けられています。

○自社内の施設・設備への安全带取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り施設・設備側に安全带取付設備（親綱、フック等）を設置してください。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

○フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。

○定期自主検査の実施

○作業計画の作成

○作業指揮者の配置

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

○フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・フォークリフトの用途外使用（人の昇降等）をしない
- ・荷崩れ防止措置を行う
- ・運転時にはシートベルトを着用する（シートベルトがある場合）
- ・フォークリフトを停車したときは逸走防止措置を確実に行う
- ・マストとヘッドガードに挟まれる災害を防止するため、運転席から身を乗り出さない
- ・運転者席が昇降する方式のフォークリフトを使用する場合は、安全带の使用等の墜落防止措置を講じる
- ・急停止、急旋回を行わない
- ・荷役作業場の制限速度を遵守する
- ・バック走行時には、後方（進行方向）確認を徹底する
- ・フォークに荷を載せての前進時には、前方（荷の死角）確認を徹底する
- ・構内を通行する時は、安全通路を歩行し、荷の陰等から飛び出さない

○自社内でのフォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示

○通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）

通路の死角部分へのミラーの設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者に周知してください

○フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）

クレーン等による労働災害の防止対策

- クレーン、移動式クレーンの運転資格の確認
つり上げ荷重に合った資格を有している労働者が行っているか確認してください。
- 定期自主検査の実施
- クレーン等の定格荷重を超えて使用させない
- 移動式クレーンの運転者に、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知
- 移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合にはできるだけ補正
- 移動式クレーンの転倒防止のための敷鉄板を敷設

コンベヤーによる労働災害の防止対策

- コンベヤーを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・コンベヤーの反対側に移動する場合は、安全な通路を通る（コンベヤーをまたがない）
 - ・コンベヤーが荷詰まりを起こした場合は、コンベヤーを停止させてから荷詰まりを直す
 - ・コンベヤーを修理、点検する場合は、コンベヤーを停止させてから行う
- 通行のためコンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置（自社内）
- 駆動ローラとフレーム、またベルトとの間に指等を巻き込まれないよう覆いを設置（自社内）
- コンベヤーに逸走等防止装置、非常停止装置を設置（自社内）

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

- ロールボックスパレット、台車等を使用して人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・ロールボックスパレット等に激突されたり、足をひかれたりした場合に備え、安全靴を履き、脚部にプロテクターを装着する
 - ・ロールボックスパレット等を移動させる場合は、前方に押して動かす（引かない）
 - ・トラックの荷台からロールボックスパレット等を引き出す場合は、荷台端を意識しながら押せる位置まで引き出し、その後は押しながら作業する
 - ・ロールボックスパレット等を荷台からテールゲートリフターに移動する場合は、テールゲートリフターのストッパーが出ていることを確認する
 - ・見通しの悪い場所については一時停止して確認するか、声をかける
 - ・停止するときやカーブを曲がる場合は、2 m程前から減速する
 - ・重量が重いロールボックスパレット等は、2人で押す
 - ・荷台のロールボックスパレット等は、貨物自動車を運行している際に動かないよう、ラッシングベルト等で確実に固定する

ロールボックスパレット等による労働災害防止対策（前ページからの続き）

- ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保する
- ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓
- 床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす（ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため）

転倒による労働災害の防止対策

- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・荷役作業を行う前に、貨物自動車周辺の床・地面の凹凸等を確認する
 - ・後ずさりでの作業はできるだけ行わない
- 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用
- 荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をできるだけなくす（自社内）
- 荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化（自社内）
- 台車等の使用（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

腰痛防止対策

- 職場における腰痛予防対策指針（平成25年6月18日付け基発0618第1号）で示された対策の実施
- 荷役作業を行わせる事業者の実施事項
 - ・リスクの評価（見積り）（車両運転等の作業におけるアクション・チェックリストの活用）
 - ・リスクの回避・低減措置の検討及び実施（運転座席の改善、車両運転の時間管理、荷物の積み卸し作業における自動化・省力化等）
 - ・腰痛予防に関する労働衛生教育の実施
- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
 - ・荷役作業を行う前に準備運動を行う
 - ・特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、小休止・休息及びストレッチを行った後に作業を行う
 - ・中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらない
 - ・重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押す
 - ・重量の重い荷を人力で取り扱う場合は、2人以上の身長差の少ない作業で行う
 - ・できるだけ台車等を使用する
- 人力荷役について、できるだけ機械・道具を使った荷役作業とするよう施設、設備を改善

その他の労働災害の防止対策

○荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・ロープ解きの作業、シート外しの作業を行う場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行う
- ・荷室扉を開ける場合は、運行中に荷崩れした荷や仕切り板が落下してこないか確認しながら行う
- ・あおりを下ろす場合は、荷台上の荷の落下の危険がないことを確認した後に行う
- ・鋼管、丸太、ロール紙等は、歯止め等を用いて確実に荷崩れを防止する
- ・停車中の貨物自動車の逸走防止措置を確実に行うこと。万一、貨物自動車が動き出したときは、止めようとしたり、運転席に乗り込もうとしない

○パレットの破損状況の確認

崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換してください。

荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、「運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化が図りにくい」「荷主先等において、単独または荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社から直接、指示・支援を受けにくい」といった特徴があります。

このような特徴を踏まえ、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは極めて重要です。

- 荷役作業従事者、または従事する予定の労働者に対する安全衛生教育（荷役作業の基本知識、ガイドラインにある荷役災害防止対策の教育）
- 労働安全衛生法に基づく資格等の取得（さらに、労働者の職務の内容に応じた免許、技能講習等の計画的な取得）
- 作業指揮者等に対する教育
- 日常の教育（危険予知訓練等）

陸運事業者と荷主等との連絡調整

○荷役作業の実施者について書面契約の締結を推進

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられます。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることが重要です。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

陸運事業者と荷主等との連絡調整（前ページからの続き）

- 荷役作業の有無の事前確認（再掲）
- 荷主等との安全衛生協議組織の設置（再掲）

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、疲労を考慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化に配慮してください。

陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む）を他の陸運事業者に請け負わせる場合には、元請事業場において、請け負わせる事業場との協議組織を設置・運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行ってください。



【参考】 荷主等が実施すべき労働災害防止のポイント

安全管理体制の確立等

○荷役作業の担当者の指名

荷主等の事業場の安全管理者等の中から、荷役作業の担当者を指名すること。
この担当者には、陸運事業場と荷役作業についての連絡調整や、陸運事業者と連携した荷役作業の労働災害防止対策に関する事項を行わせること。

○陸運事業者との安全衛生協議組織の設置

反復・定例的に荷の運搬を発注する陸運事業者と合同の安全衛生協議組織を設置すること。
安全衛生協議組織では、荷台等からの墜落・転落災害の防止対策の協議や、合同での荷役作業場所の巡視等を行うこと。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

○荷役作業の有無の陸運事業者への事前通知（「安全作業連絡書（例）」参照）

○余裕を持った着時刻の設定

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については、余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

○荷役場所を安全に作業が行えるように改善

荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持すること。

墜落・転落による労働災害の防止対策

墜落・転落防止のための施設等を用意

荷主等が管理する施設について、できるだけプラットフォーム、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意すること。また、荷主等が管理する施設において、できるだけ施設側に安全帯取付設備（親綱、フック等）を設置すること。

フォークリフトによる労働災害の防止対策

- フォークリフト使用のルール（制限速度、安全通路等）を定め、見やすい場所に掲示
- 通路の死角部分へミラー等を設置
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分

クレーン等による労働災害の防止対策

移動式クレーンの設置場所に注意

陸運事業者の労働者が移動式クレーンを運転する場合は、設置場所の地耐力、暗渠や埋設物を周知してください。移動式クレーンを設置する場所に傾斜がある場合は、できるだけ補正しておくほか、転倒防止のための敷鉄板を準備すること。

コンベヤーによる労働災害の防止対策

コンベヤーをまたぐ必要がある場所には踏切橋等を設置

ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策

○移動経路の整理整頓

荷主等が管理する施設において、ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保するとともに、ロールボックスパレット等と他の物との間に手足等を挟まれることのないよう、移動経路を整理整頓すること。

○床や地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす

ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止するため、床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくすこと。

転倒、腰痛、その他による労働災害の防止対策

○荷役作業場所の整理整頓

○荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置、床面の防滑化

○台車等の用意（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

○できるだけ機械・道具を使った荷役作業にする

○荷姿、荷の重量等について、作業者の負担を軽減するよう配慮

○陸運事業者の労働者が重量の重い荷を扱う場合は、荷主等の労働者が作業を補助するようにする

○パレットの損壊による崩壊・倒壊、踏み抜き等を防止するため、パレットの破損状況を確認

荷役作業の安全衛生教育の実施

○改善基準告示の概要を発注担当者に周知

運送業務の発注を担当する労働者等に対し、改善基準告示の概要について周知し、貨物自動車運転者が改善基準告示を遵守できるような着時刻や荷待ち時間等を設定させること。

○荷役機械等に関する安全衛生教育を実施

荷主等の労働者が運転するフォークリフト等により、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフト等による荷役作業に関し、必要な安全教育を行うこと。

陸運事業者と荷主等の連絡調整

○荷役作業等の付帯業務について、書面契約の締結を推進

運送契約時に荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることは重要である。陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進すること。

○配送先における荷卸しの役割分担について明確化

配送先は発荷主にとっての顧客であるため、陸運事業者と配送先は運送契約を締結する関係にない場合が多くなっている。このため、運送契約に基づく荷卸し時の役割分担や実施事項を発荷主が配送先と事前に調整し、陸運事業者に通知すること。

自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、疲労を考慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化について配慮すること。

安 全 作 業 連 絡 書 (例)

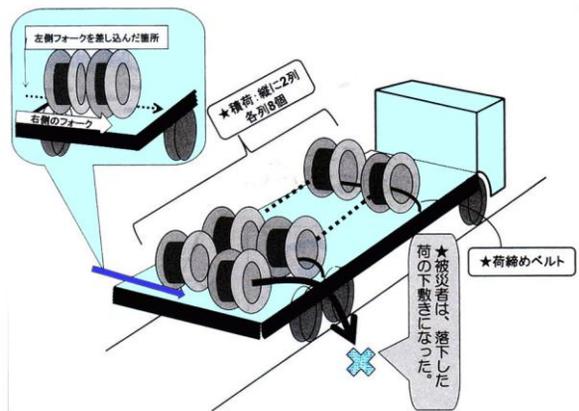
この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主と配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地			
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外		
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. その他 ()		1. 荷主専用荷捌場 2. トラックターミナル 3. そ の 他 ()		
積 荷	品 名				
	危険・有害性	有・無 ()			
	数 量				
	総 重 量	kg (kg/個)			
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ()			
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取 卸	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業者数	名		作業者数	名
	使用荷役 機 械	有・無 1. フォークリフト 2. そ の 他 ()	作 業	使用荷役 機 械	有・無 1. フォークリフト 2. その他()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()		

荷役災害事例の紹介

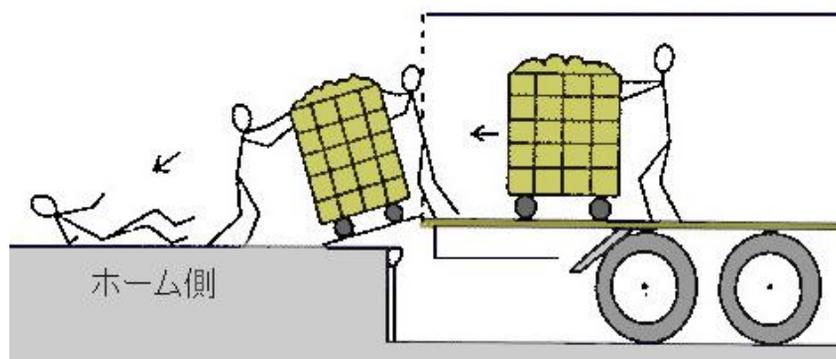
【事例1】トラック荷台からフォークリフトで荷の取卸し作業中、落下した荷の下敷きとなった

- 1 事業の種類：陸上貨物運送業（労働者数40人）
- 2 被災者：トラック運転者 男性40歳代 経験15年（死亡）
- 3 災害発生状況
 - ① 午後、被災者（トラック運転者）は、大型トラックに荷（ドラム：1個の重量約850Kg×16個）を積んで、荷主会社の協力会社に到着した。
 - ② 荷の取卸しは、荷卸し先である協力会社の作業員がフォークリフトを用いて行うことになった。
 - ③ 被災者は、荷台最後部付近に積載された荷の荷締めベルトを解いた。次いで隣接する荷の荷締めベルトを外すため、荷台右側の地上にいた。
 - ④ 一方、荷降ろし先のフォークリフト運転者は、トラック荷台左側の最後部付近でフォークリフトを荷台に向かって直角に停止させた。
 - ⑤ そこで、最後部に積載されている2個の荷を、一度に取り卸すこととした。
 - ⑥ 荷台上の荷と荷台との間隙に左右のフォークを根もとまでいっぱい差し込んだ。
 - ⑦ 続いて、荷を持ち上げたところ、奥（リフト運転席から見て、遠い位置にある）の荷が不安定であったため、フォークから外れて地面に落下した。
 - ⑧ その際、荷台の右側で荷締めベルトを外していた被災者が、とっさに支えようとしたが、その重量（約850kg）から支えきれず荷の下敷きとなった。
- 4 災害発生原因と問題点
 - (1) フォーク上の荷が不安定な状態にあったのに持ち上げたこと。
 - (2) フォークリフト（車両系荷役運搬機械等）を用いて作業を行うに当たり、あらかじめ作業計画が作成されていなかったこと。また、当該作業の指揮者が定められていなかったこと。
 - (3) 一の荷でその重量が100kg以上のものを貨物自動車から卸す作業を行うに当たり、当該作業を指揮する者が定められていなかったこと。
 - (4) フォークリフトの荷に接触することによる危険が生ずるおそれのある個所に労働者を立ち入らせたこと。
 - (5) 取り扱う荷の危険性、荷役作業方法における危険性について、陸運事業者と荷卸し先事業場との間での事前の情報提供及び検討が行われていなかったこと。
- 5 再発防止対策
 - (1) 荷役作業を行う関係者間で、事前に「積卸し作業確認書」又は「安全作業連絡書」を活用し、荷役作業の安全を確保する。
 - (2) フォークリフトなどの車両系荷役運搬機械等を用いて作業をする場合には、あらかじめ作業計画を作成する。
 - (3) 関係する作業指揮者等を事前に選任し、同作業指揮者に作業を指揮させる。
 - (4) フォークで荷を持ち上げる際は、荷の重心位置等を確認するなど、その安定に細心の注意を注ぐ。
 - (5) フォークリフト等又はその荷に接触することによる危険を防止するための措置を講ずる。



（陸災防機関紙「陸運と安全衛生」より）

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業（事業場規模30～99人）
- 2 被災者：荷役作業者（休業）
- 3 災害発生状況
 - ① 被災者Aは、トラックターミナルの高床ホームに縦つけされた11トントラックに積まれたロールボックスパレットを取卸す作業を行っていた。
 - ② 通常発着する4トントラックの場合は、高床ホームの高さとトラック荷台の高さ（約1,080mm）が大体同じでほとんど段差がなかったが、事故発生時は、11トントラックであったため、荷台が高く（1,450mm）、ホームと荷台の間に渡した鉄板製の渡り板は20°程度の急坂になっていた。
 - ③ 取り卸し作業は、11トントラックの運転者Bとで行った。被災者Aがロールボックスパレットの前でパレットを引っ張り、Bが後ろから押して荷台後部まで運んできたが、荷が渡り板に乗ったところで傾斜が急なため、転がりだそうとした。このため、AとBが転がりださないように支えながら、ホーム上に卸そうとしたが、Aが足を滑らして転倒したものである。
- 4 災害発生原因
 - (1) ホームの高さが大型トラック用でないため渡り板が急坂のまま作業した。
 - (2) ロールボックスパレットを引く姿勢が悪かった。
 - (3) 保護帽を着用していなかった。
- 5 再発防止対策
 - (1) ホームの高さを大型車用に改善するか、渡り板の長さを長くして、スロープを緩やかにする。
 - (2) ロールボックスパレットを動かすときは、必ず押すこと。この作業でも、2人が荷台の中から押し、傾斜では加速がつかないように、2人で支えるように作業する。
 - (3) 作業手順書を作成し、正しい作業方法を定め、関係者に徹底する。
 - (4) 保護帽を着用させる。



（厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より）